



退任にあたって

(前) 企業会計基準委員会 委員 (常勤)

やすい りょうた  
安井 良太

2016年4月から企業会計基準委員会（ASBJ）の常勤委員を務めてまいりましたが、本年3月末をもって退任いたしました。在任中は、関係者の皆様より多大なるご支援を賜りましたこと深く感謝いたします。

また、小野委員長の下、小賀坂副委員長、川西常勤委員、専門研究員の方々と、会計基準の開発、国際的な意見発信等について日々議論できたことは、大変貴重な経験となりました。あらためて感謝申し上げます。

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）、ASBJには、委員就任前から基準諮問会議、IFRS対応方針協議会等でお世話になっておりましたが、常勤委員として会計基準の開発に関わることは想像していませんでしたので、就任時にはどんな日々になるのだろうかと考えておりました。退任を迎えて感想を一言で表すと、「日々学びであった」ということです。

常勤委員として、事務局としての検討と委員会、専門委員会等での議論の双方に関わることができたことにより、物作りに通じる楽しさと難しさを体感できたと思っております。

就任後の日々ですが、ASBJの中期運営方針の策定に始まり、日本基準の開発、のれん等国際的な意見発信に係る検討などを継続的に行っておりました。

日本基準の開発においては「品質の高い基準」の開発の難しさを感じました。「品質の高い基準」の開発には、会社法や税などの法律との関係や国際的な会計基準との整合性、実務や監査への影響など考慮すべき事項が幅広く、関係者間の意見の相違があるものもあり、十分な議論を尽くし策定するためには多大なエネルギーと時間を必要とすることを実感しました。

検討した中で印象深かったのは、収益認識、仮想通貨、マイナス金利ですが、新しい会計基準を開発することの社会への影響の大きさを感じました。各々論点は異なりましたが、影響する業種や範囲が異なるため、案件により意見を聞くべき関係者の層も広がりも異なり、基準の適用まで考えると、丁寧に議論を進めることにより関係者の理解を十分得ることが、結果的に近道となることを感じました。

また、専門委員長として企業結合専門委員会、中小会計指針作成検討専門委員会に関わる機会を得ましたが、専門委員、関係諸団体の方々のご協力をいただき、基準の公表まで行えたことは喜びでした。事務局を務めた研究員とともに審議資料の作成等で随分悩んだことが思い出されます。どれも貴重な経験となりました。

国際的な意見発信においては、のれんに係る検討に最も時間を割いたと思いますが、現在の定めとなった経緯や変遷があり、各国ごとに検討の背景となる法律や社会環境の違いがある中、我が国

として意見を発信し、その理解を得るためには、確かな論理や主張の一貫性が必要であり、そのためには、今後とも国際的な活動に継続的に関与できる人材を確保、育成することの重要性を感じました。

そのほか、政府の日本再興戦略で会計分野のひとつとして掲げられた「国際会計人材の育成」を受けて、FASFで構築した「国際会計人材ネットワーク」に関与できたことも貴重な経験となりました。IFRS適用会社の増加に合わせて、構築後もネットワーク登録者は増加を続けておりますが、シンポジウムや定例会などの登録者向けのイベントの開催に際しては、幅広い市場関係者の方々にご助言、ご協力をいただき、登録者の方々と意見交換することができました。国際会計人材を育成し、人材の裾野を広げることは、将来的な課題への対応にもなると思いますので、今後の活動に期待しております。

最後に ASBJ、FASFでの活動全般を通じて感じたことですが、会計基準設定の活動は市場関係者の方々の積極的な関与、貢献があってはじめて成立しているということです。基準開発の際の意見交換や ASBJの活動を支える人材派遣、活動支援など上場会社、監査人、利用者など様々な立場にある関係者の方々に支えられることで、基準設定主体として継続的な活動を行うことができていることを改めて実感しました。

金融・資本市場のインフラとして我が国で利用される会計基準の充実を図るためには、ASBJ・FASFの役割は大きいと感じておりますので、今後とも市場関係者の方々にはその発展にご協力をお願いできればと思います。今後は、私も市場関係者の一人として何らかの形でご支援させていただきたいと思います。

3年間、大変お世話になりました。



退任にあたって

公益社団法人日本証券アナリスト協会  
理事 教育第1企画部長

かいます まこと  
貝増 眞

この3月まで、企業会計基準委員会（ASBJ）の非常勤委員を務めていました。企業の多様な活動を数値化して最終的に財務諸表へまとめ上げる作成者や、その作成過程をチェックする監査人とは異なり、証券アナリストなどの利用者は、公表された財務諸表を出発点に企業の活動を分析しています。このため、3年前の『季刊会計基準』第53号「企業会計基準委員会 委員長及び委員の紹介」で、次のように書きました。

「当協会には、株式分析を主に様々な業種を担当する証券アナリストだけでなく、企業の信用度を分析するクレジット・アナリスト、企業金融を主とするインベストメント・バンカー、機関投資家に所属して株式や債券の運用に携わるファンド・マネジャーやポートフォリオ・マネジャーなど、証券市場における多様な情報仲介者がいます。このような現役の専門家の協力を仰ぎながら、ASBJの議論に役立つ情報を集めたいと考えています。

純粋な財務諸表の利用者として、特に「開示」に関する議論では、他の委員の皆様とは180度反対の視点から意見を述べることを大事にしたいと思います。利用者の立場から、180度反対の視点も含めた素直な意見を述べるのが、我が国の企業会計基準の高品質化に多少なりとも寄与できるものと信じています。」

この3年間でどれだけ実現できたのか、自己評価してみようと思います。

まず、多様な現役の専門家の協力が最初に形になったのは、2017年6月に公表されたりサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」です。2016年夏、事務局の発案により、のれんの金額の大きい企業を長年担当してきた証券アナリストなど様々な分野の利用者から11人の適任者を選び、調査への協力を依頼しました。事務局の皆様がインタビューに歩かれていた時、「どうですか？」と尋ねると、「皆さん色々な意見をお持ちですが、それぞれの論理が明解で話を聞くのが実に面白いです。ただ、一人ひとりの論理と意見が明解過ぎて、どうやって集約するのが難しいです。」と笑いながら答えられたのが印象に残っています。

事務局の皆様が苦勞して纏め上げたりサーチ・ペーパーは、のれんの償却を再び議論の対象にするという国際会計基準審議会（IASB）の方針転換に、少なからぬ影響を与えたと思います。私は、だれが最適者かを考え、メールで協力をお願いしただけですが、多少なりとも貢献できたと自負しています。なお、2019年3月に公表された京都大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ「のれんの会計処理に関する調査」でも、当協会が毎年公表している「ディスクロージャー優良企業選定」の投票者や国際会計人材ネットワークの登録者など、現役の専門家130名がアンケートに回答してくれました。徳賀委員から相談を受け、のれんの会計処理に関して作成者と

利用者の双方からアプローチする初の学術研究に、現役の専門家の協力を仰ぐ手伝いがあったことも良い思い出です。

次に、「開示」に関しては、2018年12月の第398回企業会計基準委員会で、「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報を充実する会計基準の開発を始めることが承認されました。これは、日本公認会計士協会が2016年3月の第26回基準諮問会議で提案し、2017年11月の第31回基準諮問会議で当協会が再提案した開発テーマです。基準諮問会議の依頼を受けて、2018年3月の第11回ディスクロージャー専門委員会から検討を重ね、2018年11月の第34回基準諮問会議でASBJに正式提言することが決まりました。当協会としては初めての基準諮問会議への提案が、新しい会計基準の開発として動き始める場に居合わせたのも良い思い出です。

同時に2017年11月から、金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループのメンバーとして、非財務情報を中心とした記述情報の充実に関する議論にも参加しました。ここでの議論は、2018年6月に公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―資本市場における好循環の実現に向けて―」だけでなく、2018年11月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正や、2019年3月に金融庁から公表された「記述情報の開示に関する原則」と「記述情報の開示の好事例集」などにも結びついています。これらの成果が実現する過程でも、利用者の生の声を反映するため、さまざまな分野の多数の専門家に協力していただきました。

こうやって3年間を振り返ってみると、当協会に属する様々な分野の専門家の協力を得て、財務情報と非財務情報の開示の充実にも多少なりとも貢献できたようですので、自分自身に及第点を与えても良いかなと感じております。



退任にあたって

(株)野村資本市場研究所 主任研究員

にしやま けんご  
西山 賢吾

2016年4月から3年間、企業会計基準委員会（ASBJ）非常勤委員を務め、3月末日をもって退任いたしました西山賢吾でございます。在任期間中は皆様大変お世話になりました。

私は財務諸表の利用者という立場から、非常勤委員としてASBJに参加させていただきました。ASBJにおいて、会計基準の開発、策定過程における議論に携わることができましたのは、私にとりまして得難い経験となりました。特に、財務諸表作成者を始めとした会計基準に関連する多くの利害関係者の意見や考え方について、委員会での議論の中で知ることができたことは非常に有意義でございました。毎月2回、ほぼ毎回午前中から夕方まで開催される委員会への出席は正直なところ容易ではありませんでしたが、運営に当たられているASBJスタッフの方々に毎回数多くの資料を作成していただき、かつ、それらについて丁寧に説明をしていただきました。そのおかげで、参加させていただきました各回の委員会における議論が円滑、有意義に進められたものと感じています。

特に、私が非常勤委員をさせていただく中で感銘を受けましたのは、国際会計基準の動向を意識し、それを我が国の会計基準に取り入れていくことを基本にしながらも、それを取り入れることだけでなく、我が国の状況や考え方を積極的にその議論に取り入れられるよう発信することに注力されていることでした。この点に関しては、委員になる前にはなかなか知ることができないものでございました。企業や金融資本市場の国際化がますます進み、我が国でも国際会計基準を採用する企業が増加する中、国際的な比較可能性を意識した会計基準の策定は非常に重要です。その一方、国際会計基準をめぐる議論は、なお多くの日本企業が日本の会計基準を採用する中で、必ずしも我が国が置かれた状況や環境と合致したものとは言えません。そうした中で、積極的に我が国の意見発信に努められてきたことが奏功し、少しずつではありますが、我が国の考え方が国際的にも受け入れられるようになってきたのではないかと感じています。

我が国の成長戦略において、コーポレートガバナンス改革が重要な施策と位置付けられ、以降様々な改革が行われています。これに対し、多くの企業がこれに真摯に対応して下さってきたことにより、我が国企業や金融資本市場の世界的な存在感は着実に高まっています。そうした中、会計基準を巡る議論は今後さらに注目を集めるとともに、高度になることが予想されます。収益認識に関する会計基準、リースに関する会計基準、公正価値測定に関する開示など、現在あるいは今後審議することが見込まれる各種議論を考えましても、そのいずれも、我が国企業にとって少なからず影響を与えることが想定されます。国際的な動向を睨みつつも、大多数の企業が採用する我が国の会計基準にこれらをどのように取り入れるかに関して最も重要であるのは、それらの基準や開示が

財務諸表作成者である企業と、財務諸表利用者である投資家の双方にとって有用なものにするかという点ではないかと考えます。これは決して容易ではないことと推察されますが、小賀坂委員長を始めとした現委員会メンバーの方々により、財務諸表利用者と作成者がWIN-WINの関係となれるような議論が行われることを期待いたします。私も前委員として、議論の帰趨にこれからも注目していきたいと考えています。

最後になりましたが、改めまして小野前委員長を始めとしたASBJの関係者の方々に大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、運営の円滑化に向け並々ならぬご配慮をいただきましたことに感謝いたします。そして、小賀坂委員長のもと、ASBJのさらなる発展を祈念しています。



退任にあたって

筑波大学 ビジネスサイエンス系教授

やなが まさお  
弥永 真生

### 「企業会計基準」等の適用範囲

公認会計士試験に30年以上前に合格させていただき、会計及び監査も研究の対象としてはいえ、法律学の世界にどっぷりと浸かっている者としては、会計基準の正統性と会計基準の適用範囲が常に気になっています。

正直なところを申すならば、非常勤委員として参加させていただく前、遠巻きに観察していると、企業会計基準委員会（ASBJ）は、多少、理論的にまたは会計基準とその結論の背景とが首尾一貫しなくとも（たとえば、持分プーリング法の廃止）、また、実務のニーズが必ずしも高くなくとも、東京合意を前提として、コンバージェンスを錦の御旗に、会計の基準を設定しているのではないかという疑念を抱いていました。仮に、そうだとすれば、ASBJが開発する基準は、国際的に活動する企業にとっての基準として正統性を有するものであっても、主として国内で活動する企業にとっての基準としては「唯一の」「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とは言い切れないのではないかということになりそうです。

そもそも、現在の財務諸表等規則1条3項などは、ASBJが公表した企業会計の基準のうち、金融庁長官が告示で指定したものは「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当するものとするとしており、それ以外の企業会計の基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」ではないということまで定めているわけではありません。たとえば、ASBJが公表している企業会計基準適用指針や実務対応報告は金融庁長官の告示では指定されていませんが、——少なくとも、有価証券報告書提出会社にとっては、別記事業の定めが適用される場合を除き——これらが「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当することをだれも疑っていないように観察されます。ASBJが公表する企業会計の基準がこのように社会的に位置づけられる根拠は、その開発と公表のプロセスが公正なものであるということ（デュー・プロセス）と会計の基準が利用者のニーズと作成者の負担を適切に衡量し、かつ、理論的にも一貫していること（基準の内容）に求められるのだらうと思われまます。

実際、委員長及び副委員長をはじめとする委員の方々の物事に対する姿勢を反映して、慎重な審議がなされ、コンセンサスの形成を追求することが志向されているという点と（ある結論を得るために都合がよい）委員を選定している（大政翼賛会的）わけではないため、議論のプロセスでは多様な見解が表明されるという点で実質を伴ったデュー・プロセスが確保されているということ、非常勤委員として認識できました。

他方、たとえば、マイナス金利をめぐる会計処理のあり方はその現象をどのように理解すべきか

によると思われ、ASBJは難問を突き付けられることが少なくないと感じました。また、ASBJは、開発した会計基準のユーザーは上場会社であることを前提として開発を行っていると推測しています。しかし、上場会社の中にも（当該銘柄に着目して投資している）外国人株主が少数で（または株式の売買がさほど活発ではない）、その活動もほとんど日本国内であるという会社が存在し、そのような会社に、国際的な会計基準とのコンバージェンスのみあるいはそれを主たる根拠として、ある会計処理を強制することが説得力をもつのかという懸念があります。

これは、上場会社ではない有価証券報告書提出会社についてはなおさらでしょうが、最も気になるのは、有価証券報告書提出会社ではないものの、会社法上の会計監査人監査を受けることが求められている大会社についてです。このような会社については、上場会社と異なり、企業間比較可能性を理由にして、IFRSなどとのコンバージェンスを図った会計処理が適切であるとは必ずしも理由づけられないので、ある会計処理によることが会社の財産及び損益の実態を適正に表すというベネフィットとコストとが見合っているというしかないからです。そこで、ASBJの会計基準がコンバージェンスを優先して改正されるということになると距離が遠くなってしまいかねません（とはいえ、ASBJのリソースと抱えている課題の多さに鑑みると、このような会社のためのもう1組の会計基準の策定をASBJに頼るわけにもいかなさそうです）。

9年間があつという間に過ぎてしまったのは、常勤委員の方々及び事務局の方々のご配慮のおかげにより、ストレス・フリーで参加させていただけたことによるものにちがいません（とりわけ、大学で部局長を割り振られていた3年間はASBJに出席している時間こそがストレスから解放される時だったのかもしれませんが）。こころより感謝申し上げるとともに、ASBJが、今後も、多様な利害関係者の意見を広く拾い集め、それらを止揚されていくことを祈念しております。



退任にあたって

キヤノンメディカルシステムズ(株) 常勤監査役

やなぎばし かつひと  
柳橋 勝人

2012年12月に企業会計基準委員会（ASBJ）の委員に就任し6年4か月委員として活動したが、第256回から第405回までの計150回の委員会の審議に参加させてもらったことになる。この就任中の期間は、国際的には国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクトであった収益認識基準とリース会計基準などが公表され、計画されていたコンバージェンスが終了した時期であった。また、国内基準についてもこの国際的な動きに合わせて整備が進められた。経済面では長期金利が低下し、ついにマイナス金利へ突入り、また、仮想通貨の登場など変化の多い期間でもあったように思う。そこで過去の審議を振り返り、所感を述べてみたい。

#### 2012年12月から2016年3月まで

この間の国内基準の整備では、2013年9月に公表した企業結合ステップ2関連の基準改正が審議された。この改正は、IASBとFASBとの企業結合の共同プロジェクト（フェーズ2）で取り上げられた論点を対象としていたが、のれんについてはIASBに対して非償却に関する適用後レビューを提案していたこともあり対象外となった。現在もASBJの主張は一貫して償却+減損なので、任期中すべてを通してのれんの問題に取り組んだことになる。私見ではあるが、のれんは取得した資産を組み合わせて超過収益力を生むものであり、一定期間で効用が失われるため、取得した主要資産の残存年数で償却するのが妥当であると考えている。結着を見られず残念ではあるが今後に期待したい。またこの期間に、繰延税金の回収可能性に関する適用指針も審議された。わが国の会計基準はASBJの設立前は、企業会計審議会が基準を作成し、その実務指針は日本公認会計士協会（JICPA）が監査上の取扱いの一部として公表していた。以前から会計基準についてはASBJへ一本化すべきと考えていたので、望ましい方向性であったが、本年1月に公表した公開草案のように金融商品の時価算定などに関しては、未だにJICPAが担当しているものもあり、早急な解消が望まれる。

2013年6月に企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」が公表され、その中でIFRSのエンドースメント手続が導入され、ASBJは2015年6月に修正国際基準（JMIS）を公表した。JMISは約4年が経過した現在でも採用する企業がなく、IASBへの意見発信という観点でしか機能していない。個人的にはIFRSを任意適用している企業が、企業にとって受け入れ難い基準の公表により他の同等な基準に移行する際の受け皿にもなるのではないかと考えているが、ASBJの委員会でもかなりの審議時間を要していることを考慮すると、さらなる効率的なエンドースメント手続を検討する必要があるのではないかとと思われる。

この期間の審議では国際対応にもかなりの審議時間が費やされ、審議項目数でいえばほぼ半数が充てられた。これは2012年にIFRS財団が、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の設置を提案し、その活動が開始したことや、IASBとFASBが収益認識基準やリース会計基準などの大物の公開草案を公表し、そのコメント対応に時間を要したことが背景となっている。ASBJは中期運営方針として国際的会計基準との整合性のある日本基準をその一つとしてあげており、国際的な会計基準の開発段階からわが国の考え方を組み込むべく意見発信していくことは今後共に重要な活動であり、積極的な意見発信が望まれる。

### 2016年4月から2019年3月まで

前の期間とは異なり、審議項目数でいえばJMISを含めた国内基準が7割以上であった。これは収益認識や金融商品などIFRSが公表した新基準と国内基準をどのように整合させていくかが主体であったためである。

中でも収益認識基準は損益計算書のトップラインにある重要な基準で、すべての企業に重要な影響を与えるものである。わが国にはそれまで包括的な収益認識基準がなかったことから、IFRS第15号をベースとした収益認識基準の開発に2015年3月から着手することになった。2016年2月に開発についての意見募集文書を公表し、2017年7月に公開草案を、2018年3月に最終基準が公表されるなど、3年という時間をかけて慎重に審議されたと思う。一部の業界で対応が困難な部分が残されており、また開示に関する検討も進んではいないが、当初の想定よりも便宜上の取扱いが少なくIFRS第15号に近い形でまとめられた。今後国際基準への対応としてリース会計基準等が残されているが、収益認識基準と同様に慎重な議論を期待している。

### おわりに

ASBJでは財務諸表の作成者としての立場で議論に参加してきた。IASBやFASBの概念フレームワークでは財務諸表の利用者は企業の外部関係者とされており、インサイダーである企業側は含まれていないが、企業も同じ財務諸表を利用しながら経営をしている。このためその企業の経営の実態を適切に表現でき、かつ実務的に対応可能な会計基準でなければ、健全で効率的な経営を阻害しかねない。今後とも作成者の意見に十分に配慮されることを期待している。



退任にあたって

旭化成(株) 経理部顧問 (—2018年9月)

よしだ みのる  
吉田 稔

2011年12月から7年4か月間に亘り、ASBJ非常勤委員を務めさせて頂きました。

また2009年4月から2011年11月までは、基準諮問会議委員を務めさせて頂きましたので、ASBJの活動には通算して9年間関わらせて頂きました。

## 1 活動期間を振り返って

### (1) 2012~2014年までの期間 (任期前半)

国際的な意見発信が特に重要と考えられた時期であり、審議の大半を占めていたように思います。

当初はIASBによる「アジェンダ協議2011」に関連する審議も多く、のれんの非償却再修正の議論やOCIノンリサイクルの是非など、財務会計の根幹に関わる課題を検討していました。

さらに各国の関係者から要望が多かった概念フレームワーク改訂の審議も本格化しました。

またIASBで収益認識基準改訂の審議が大詰めを迎え、ASBJでもコメントの提出を続けました。同じくMoUの項目であるリース会計基準の審議も本格化しました。

金融商品に関しては「IAS第39号置換プロジェクト」のフェーズ1が2014年まで継続し、フェーズ2も2013年の再公開草案を経て2014年に基準化しました。フェーズ3は2013年11月の基準化まで審議が継続しました。

会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)での発言内容の検討を含めて、今日の会計上の重要課題のほとんどについて網羅する審議が継続していました。

白紙に絵を描くような課題が多く、経験で語れる次元を超えているため、理論的な勉強や考察も続けました。

最後は会計の目的観や優先順位判断など、個々人の価値観やスタンスが問われた印象が残っています。

### (2) 2015年以降の期間

2014年までの期間に比較しリース会計基準の改訂を除いては、国際的な意見発信は一巡し、相対的に国内基準の開発や改訂が中心になってきました。

特に記憶に残るのは、適用指針開発による「繰延税金資産の認識」についての改訂と、収益認識基準の開発でした。

繰延税金資産の認識は運用面で保守的な傾向もみられ、監査面でも形式的な判断が重視される問

題が指摘されていましたが、この改訂により国際的な運用に近づいたものと評価しています。

収益認識基準の開発は質的および量的な側面で最大級の課題であったと思います。

作成者への負担や影響は大きいですが、包括的な収益認識基準が無い状態では、日本基準の高品質の主張継続も困難になる等の理由で、開発することになりました。

IFRS 第 15 号の基本的原則は比較可能性の観点から採用するも、実務での困難性も考慮し、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを設ける等の対応をしました。

開発の初期段階で「意見募集」をし、広く関係者の意見を求め課題抽出の上、審議を進め公開草案作成に繋げたことなど、デュープロセスにも腐心した記憶に残る仕事になりました。

## 2 審議参加で心掛けたこと

「企業会計基準委員会委員の倫理規則」を順守し、委員の責務を自覚し、自己の所属組織や団体の利益に偏することのない様に心がけました。

この点では委員就任時に提出した宣誓書の文言を、審議が対立状態になった時などに思い起こしていました。

ただし、作成者側の切実な少数意見も埋没させずに、審議の俎上に挙げることには一貫して注力しました。

全ての要望が通ることは無いとしても、少なくとも少数意見も議論の俎上に挙げられ、採用しない論拠が明確に示されれば、反対していた基準が成立しても順守されやすいと考えていました。

任期後半には、IFRS の任意採用企業が増加し、作成者側の意見も IASB の提案をめぐっては二分されることも増えてきました。

産業界の意見も一枚岩ではなくなり、大手企業を中心に IFRS 採用企業の声が年々強まる傾向がありましたが、声の届きにくい日本基準採用の企業群の意見も汲取る努力は継続しました。

## 3 今後の ASBJ の審議に期待すること

現行の ASBJ の出身分野別に見た委員構成はバランスがとれていると思います。

各委員が自己の拠って立つ、又は関わる集団の考えを掘り起こして審議に反映していけば、大半の人が納得し易い結論に至るのではないかと思います。

結論の内容のみでなく、ASBJ の審議内容や質も利害関係者の納得を得るには重要な要素であると、体験を通して感じています。

今後も広く意見を吸い上げ、少数意見の内容も適正に理解して、審議を尽くすことで ASBJ への信頼を高めてほしいと思います。

## 4 おわりに

ASBJ の活動をリードし、支える常勤スタッフの皆様の努力に感謝しています。

重要審議が重なる委員会直前は、非常勤委員も事前資料の読み込みは大変でしたが、資料準備をする常勤委員やスタッフの方々の負担の方が遥かに重いことは理解していました。

ASBJ の今後の更なる発展を祈念するとともに、ASBJ の活動への参画を通じて、若いスタッフの皆様が継続して成長されることを期待いたします。



退任にあたって

(株)三菱 UFJ 銀行 財務企画部 主計室長 兼  
(株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 財務企画部  
主計室長 兼 税務室長

よねだ かずたか  
米田 和敬

日本基準がこうあって欲しいと思うこと～3年間で振り返って～

任期の3年間で無事に務め上げることができてまずはほっとしているところであるが、それを成し得たのも、この3年間で、委員や専門研究員の皆様を始め多くの関係者の方々に、意見形成の上での有益な情報を提供していただいたお陰であり、深く感謝を申し上げたい。

この3年間で振り返ってみると、委員に就任して最初の大きな議題は6年ぶりの中期運営方針の策定であった。

今、改めて読み返してみると、基本的な方針として「日本基準を高品質で国際的に整合性の取れたものとして維持向上を図る」とし、今後の取り組みに関する方針として「国際的に整合性のあるものとするための取り組みは、国際的な会計基準を自動的に日本基準に採り入れることを意味せず、国際的な会計基準における個々の会計処理について日本基準に採り入れる範囲を、適切に決める必要があると考えられる」としている。

この、「採り入れる範囲を適切に決める」というのが、委員として意見形成をする上で、常に私が念頭においていたことではあるが、中期運営方針を策定していた時点で想定していたものよりも、遥かに難しいということを感じ続けた3年間でもあった。

取り巻く環境としては、IFRSの任意適用・適用予定企業数が足元では200社を超え、中期運営方針策定時よりもこの3年間で大きく増加していることに加え、監査の現場でも、利用者から見て、会計基準間の差異はなるべく小さい方が望ましいとの考え方が急速に拡大したように感じた。

一方で、中期運営方針には開発に関する方針として「我が国における会計基準に係る基本的な考え方としては、企業の総合的な指標としての当期純利益の有用性を保つこと、事業活動の性質に応じて適切に資産及び負債の測定を行うこと（適切な公正価値測定の適用範囲）など」としており、私としては、国際的な整合性を図りつつも、我が国の企業の活躍する姿が、財務諸表の大半を占める日本における企業活動・商慣行（環境）を踏まえ、適切に表現される基準とは何かを常に考え続けてきた。

特に「適切な公正価値測定の適用範囲」に関しては、この3年間でたびたび議論となったところである。国際的な会計基準の考え方からすれば「見積りも含め、極力時価評価できるものは時価評価する」ということになるが、果たしてそれが有用な情報なのか、ということである。PLは経営者の判断がより明確に表される方が、利用者にとって有用であると私は考えており、そういった観点からは、価値が大きく毀損したものは財務諸表に反映させるべきではあるものの、期末の評価の洗い替えによってPLが変動する要素はなるべく極小化した方が望ましいと考えている。経営者

の恣意性の排除はもちろん重要な要素ではあるが、BS・PLがより経営者の判断を雄弁に語るものとして有効に機能している方が利用者にとっては重要なのではないだろうか。

また、開示に関しても、「貯蓄から投資へ」の流れの中で、開示を充実し投資家に有用な、わかりやすい情報を与え、資本市場に投資資金を呼び込むことによって産業を活性化させることは国家戦略としても重要なことである。但し、会計基準で開示を要求する場合には「無いよりは在った方が良い」というものではなく、作成者としては「極めて有用なので開示すべき」というものであって欲しいと考えるであろうし、また、一旦基準で決めてしまうと余程重要性が無い場合を除いて、開示義務が課され、社会的なコストがかかることになる（このコストを見積るのが難しいのであるが）。日本はこれからさらに人口の減少が見込まれる中で、無駄な社会的コストは極力排除すべきと考えると同時に、国際的な会計基準においても、必ずしも有用な開示と思われない部分はあると感じている。執筆時点で進行中の「公正価値測定に関するガイダンス及び開示」のプロジェクトでは、こうした観点から意見を申し上げてきた。

これから金融商品会計やリース会計の議論が本格化していくことになると思うが、SPPIモデルを含め「分類と測定」には、個人的には日本基準に採り入れる必要性に疑問を感じる内容も含まれているように思う。委員の任からは外れたものの、国際的な会計基準との整合性の重要性は十分に踏まえながらも「当期純利益の有用性」「適切な公正価値測定の適用範囲」「社会的コスト」といった観点で、今後の委員会の議論に注目していきたいと思う。